

## 船舶事故調査報告書

平成21年10月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員長 後藤昇弘  
 委員 楠木行雄  
 委員 横山鐵男（部会長）  
 委員 山本哲也  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成20年9月24日 01時10分～01時40分ごろに発生したものと考えられる。）
発生場所	不明（静岡県御前崎市御前埼灯台南方沖300～400m付近（概位北緯34°35.6′ 東経138°13.6′）で発生したものと考えられる。）
事故調査の経過	平成20年10月1日、本事故の調査を横浜地方海難審判理事所から引き継ぎ、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長及び甲板員からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八正 <sup>しょうえい</sup> 栄丸、7.9トン SO2-5046（漁船登録番号）、個人所有 12.45m(Lr)×3.15m×1.22m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成11年7月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年10月15日 免許証交付日 平成17年12月15日 （平成23年2月10日まで有効） 甲板員 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年8月7日 免許証交付日 平成17年12月15日 （平成23年8月6日まで有効）
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	全損
事故の経過	本船は、平成20年9月24日01時ごろ、船長及び甲板員1人が乗り組み、えび刺網漁の目的で御前崎漁港を出港した。本船は、01時10～15分ごろ、御前埼灯台の南方沖、水深2～3mの海域で、作業灯を点灯し揚網をしているところを、本船の近くを航行した僚船（以下「僚船A」）の乗組員と、車で漁港に向かう途中の他の僚船（以下「僚船B」）の乗組員に目撃されたが、01時40分ごろ、僚船Bが、同海域付

	<p>近を航行したときには、本船は見あたらなかった。</p> <p>05時30分ごろ、御前埼灯台の東南東300m付近の干出浜に転覆した状態で乗り揚げている本船が、歩行者により発見され、海上保安庁等の捜索の結果、06時20分ごろ、御前埼灯台の東北東3,000m付近の海上で船長が発見されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。</p> <p>また、翌25日21時30分ごろ、本船発見場所付近で甲板員の遺体が発見された。</p> <p>船長及び甲板員の死因は溺水と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m、水温 約26℃</p> <p>特記事項：9月21～23日に台風14号がフィリピン北方沖を西に通過していた。</p>	
その他の事項	<p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していない状態で発見された。</p> <p>本事故当時、本船の刺網設置場所から約20m沖に刺網を設置していた僚船Bでは、揚網中に大きな波が打ち込んで大傾斜し、機関室が浸水して、ネットローラーが損傷するなどしたため、操業を打ち切る事態が発生していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長及び甲板員の死因は、溺水であった。</p> <p>事故発生時、本船は、揚網中であった可能性があると考えられる。</p> <p>船長及び甲板員は、落水時、救命胴衣を着用していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長及び甲板員は、僚船による本船の目撃情報、僚船Bが遭遇した波の状況及び当時の気象、海象から、本船が波を受けて転覆したことにより落水した可能性があると考えられるが、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船がえび刺網漁の揚網中、船長及び甲板員が、救命胴衣を着用せずに落水したため、発生した可能性があると考えられる。</p>	